

令和6年度に実施した 定額減税を補足する給付金を支給します

【問い合わせ先】 定額減税調整給付金コールセンター (☎ 48 - 0287)

受付平日 9:00 ~ 17:00

所得状況の変化などにより令和6年度に実施した調整給付の支給額に不足額が生じた人などを対象に、不足額の給付を行います。

▶対象 令和7年1月1日時点で桜井市に住民登録があり、下表の不足額給付1または2に該当する人
(納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える人は対象外)



詳細はこちら▲

▶給付の概要

対象		給付額	手続き方法		提出期限	支給時期
不足額給付1	令和6年度に実施した調整給付の支給額に不足額が生じた人 【例】 ●令和5年分所得に比べ、令和6年分所得が減少した人 ●子どもの出生などにより扶養親族が令和6年中に増加した人など	本来給付すべき額から令和6年度の調整給付額を除いた額	令和6年1月1日時点で 桜井市に住民登録をしていた人	公金受取口座などの登録がある人	—	9月下旬から 順次振込予定
				公金受取口座などの登録がない人		
			令和6年1月2日☎～12月31日☎の間に転入した人	【手続き】必要 8月下旬から順次発送する支給確認書に必要書類を添付し、同封の返信用封筒で返送してください。	10月31日☎ 〈消印有効〉	
不足額給付2	次の全てに当てはまる人 ●令和6年分所得税・個人住民税所得割額が定額減税前で0円(本人が定額減税の対象外) ●青色事業専従者・事業専従者(白色)・合計所得金額48万円超のいずれかに該当する(扶養親族などとしても定額減税対象外) ●低所得者向けの給付*の世帯に該当しない	(令和6年1月1日時点で原則4万円、 国外に居住していた人は3万円)	【手続き】必要 ①9月30日☎までに、上記へ「調整給付金申請書」の送付を依頼してください。対象の可能性がある場合、申請書が送付されます。 ②申請書が届いたら、必要書類を添付し、同封の返信用封筒で返送してください。 ③支給対象である場合、支給確認書が届きます。10月31日☎〈消印有効〉までに、必要書類を添付し同封の返信用封筒で返送してください。		書類不備などの確認後、 順次振込予定	

※令和5年度住民税非課税世帯への給付(7万円)、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付(10万円)、令和6年度新たに住民税非課税となった世帯への給付(10万円)、令和6年度新たに住民税均等割のみ課税世帯への給付(10万円)